

労働者派遣法の基本と 実務対応コース

NOMA ONLINE BUSINESS SEMINAR

配信期間

※合計受講時間
約5間30分

申込期間

2026年 **2 / 2** (月) ~ **2 / 28** (土) 2026年 **2 / 25** (水) まで

いつでもどこでも繰り返し受講可能！効率よく学べる！

めまぐるしく変化する社会環境の中で、従来の派遣期間制限を大幅に緩和する一方、派遣労働者の保護を図るべく、派遣元・派遣先双方に様々な規制をかけた平成27年改正派遣法が施行されて数年が経過しました。その間、特定労働者派遣事業の経過措置期間（3年）の経過や、「2018年問題」と呼称された、最初の派遣期間制限（事業所単位、派遣労働者個人単位ともに3年）の到来など、多くの企業が同法への対応を迫られました。そのような中、平成30年6月29日に、派遣法改正を含む働き方改革関連法が国会で可決、成立しました。中でも、平成30年改正派遣法は、大企業・中小企業を問わず全企業を対象に、令和2年4月から施行されています（平成27年改正派遣法とは異なり、経過措置規定もありません）。ここでは、平成27年改正派遣法の基本的な骨格は維持しつつ、派遣元による派遣労働者の待遇改善規定及び説明義務の強化や、派遣先の情報提供義務など、さらに大きな改正がなされています。

本コースでは、平成27年及び平成30年派遣法改正を中心に、労働者派遣法の理解を深めるとともに、派遣元・派遣先双方が適切な運用ができるよう実務対応策について解説・指導致します。

- ✓ 資料はデータ提供
- ✓ 繰り返し視聴可能
- ✓ 倍速機能付き
- ✓ 講師に質問可能

対象者

- ・経営者、人事労務総務担当役員
- ・人事労務・総務庶務担当者・責任者
- ・現場の管理・監督者

受講料（税込）

会 員：35,200 円

一 般：42,900 円

受講の流れ



お申込み

- ① 本会HPよりご希望の講座を検索
- ② またはQRを読み取ってお申込み



URLが届く

配信開始日の5営業日前に
視聴用URLが記載されたメールが届きます



ご受講

配信期間内にメール記載のURLから
ログインし、受講します
※ご質問は、配信期間中にサイト内で
受け付けます

受講画面イメージ



- ・スマートフォンでも受講可能です
- ・拡大したい画面を選択して視聴できます
（講師／資料／板書／全体のカメラ等）

- ・株式会社ファシオが運営するDeliveruサイトにて配信いたします。
- ・参加券と請求書はご連絡担当者様宛に郵送します。
- ・領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきます。
- ・URL送付後のキャンセル料は100%を申し受けます。（視聴URL等を記載した案内メールは、配信開始日の3営業日前から送信開始いたします。）

- ・視聴案内メールは、no-reply@deliveru.jp から送信いたします。
- ・カメラ・マイクは不要です。
- ・テキストは視聴ページからダウンロード可能です。
- ・セミナーの録音・録画や資料の複製、お申込みいただいていない方の閲覧等は固くお断りいたします。

プログラム 「労働者派遣法の基本と実務対応コース」

第1. はじめに

1. 多様な人材利用のあり方（正社員と非正規社員の区分）
2. 労働者派遣とは（労働者供給・出向との区別）
3. 業務処理請負（業務委託）とは何か
4. 個人業務委託とは何か

⑤派遣労働者の待遇改善規定・説明義務の強化等

- 不合理な待遇の禁止等
（均等・均衡方式、労使協定方式）
 - 派遣元事業主による派遣労働者に対する明示・説明
義務の強化
 - 派遣先の情報提供義務 ほか
- ## ⑥労働契約申込みみなし制度
- ## ⑦改正派遣法による影響と予想される今後の動向

第2. 労働者派遣法

1. 法を遵守させるための装置
（刑罰・行政処分・行政指導・企業名公表など）
2. 派遣法を理解するためのキーワード
3. 労働者派遣法の解説と実務対応
～平成27年及び平成30年改正を中心に～
 - ①すべての労働者派遣事業が許可制に一本化
 - ②派遣期間の規制緩和
 - 個人単位の期間制限の新設
 - 事業所単位の期間制限の新設
 - ③派遣労働者に対する雇用安定措置
 - ④派遣労働者のキャリアアップ措置
 - 段階的かつ体系的な教育訓練等
 - 派遣先に雇用される労働者の募集事項の周知 ほか

4. 行政指導等の実施状況

（行政指導実績、行政処分実績、送検状況）

5. 労働者派遣を有効活用するためのポイント

- ①派遣先の時間外労働命令の可否
- ②派遣先の懲戒の可否
- ③派遣労働者をめぐるハラスメント対応策
- ④派遣労働者に対する安全配慮義務
- ⑤派遣労働者の交代を求めることの可否
- ⑥派遣契約の途中解消
- ⑦派遣労働者の雇止め

※最新の動向・情報を盛り込むため、
内容を一部変更させていただく場合がございます。

講師プロフィール

石寄・山中総合法律事務所 パートナー弁護士

こみや じゅんき
小宮 純季 氏

【講師略歴】

2010年青山学院大学法学部卒業。
2012年慶應義塾大学大学院法務研究科修了。司法試験合格。
2013年司法修習修了（66期）。弁護士登録（第一東京弁護士会）。石寄・山中総合法律事務所入所。
著書に「集团的労使関係の法律実務」（共著、中央経済社）、「労働行政対応の法律実務（第2版）」（共著、中央経済社）、「非正規社員の法律実務（第3版）」（共著、中央経済社）、「労働契約解消の法律実務（第3版）」（共著、中央経済社）、ビジネスガイド（日本法令）、月刊人事労務実務のQ&A（一般社団法人日本労務研究会）、特に労働者派遣関連では「労働者派遣法の基本と実務（第2版）」（共著、中央経済社）、「速報ガイド 平成27年派遣法改正の基本と実務」（共著、中央経済社）、労働経済春秋（『改正労働者派遣法の正しい理解と実務対応』共著、労働調査会）がある。
主に人事労務分野を中心に、個別・集団労使紛争、日常の法律相談・就業規則改訂から、訴訟、団体交渉まで、幅広く注力。また、企業内外を問わずセミナー講師としても出講経験多数。人事労務分野は企業及びそこで働く従業員のみならず、その家族の一生にも関わる分野であることを常に意識し、実務感覚・バランス感覚を伴ったリーガルサービスの提供を心がけている。

